

国税負担を上回る

社会保険料負担

(フランス)

1980年に、その意義からいってもその影響力からいってもきわめて重要な、一経済現象が起きようとしている。社会保障制度がフランスに誕生して以来初めて、国民所得に対する社会保険料の割合が、国税のそれを超えようとしているのである。すなわち国税が国内総生産の17.9%であるのに対し、社会保険料は18%に達する。ここに至るまでには、長い道程があった。事実1970年には、国税は社会保険料よりはるかに重かったのである(18.9%対12.9%)。

他方、地方税も若干ながらふえてきている。すなわち、地方税は10年前に国内総生産の3.6%であったのに対し、1979年には4.5%、来年度は、4.7%を占める。国税のみが、その比重を減少させており、10年前の18.9%が、1979年および1980年には17.9%になる。

全体として、租税(国税、地方税)および税外負担(社会保険料等)の国内総生産に占める比率は、1970年の35.6%から、1979年には40.8%とふえてきており、1980年には41.6%になるものと予測されている。

社会保険料は、1979年度に国内総生産の17.4%に達しており、政府の予測によると1980年にはこれが少なくとも18%になりそうだという。1978年には、まだ16.5%であったのに比べると、これは大変な飛躍である。この急上昇は明らかに社会保障の財政再建のために政府がとった諸決定、すなわちこの1月にとられた老齢保険に関する措置、この8月にとられた疾病保険に関する措置(被保険

者負担保険料の1%引上げ、ただし18カ月の期限つき)、さらに疾病保険については来年1月にとられる措置(保険料再引上げ)によるものである。

問題は、財政難のためにゆらぎ、批判されている社会保障制度を立て直すためには、保険料を限りなく引上げるといった安易な解決策に頼るより、精力的に出費の抑制に努める方が賢明であり、効率的ではなかったのかということである。これは軽々しく一刀両断の解決を求めてはならない重要な問題である。フランス国民が他の経費削減に同意しない限り、わが国の社会保障費も、そう長い間国民所得の上昇率以上に増大させておくわけにはいかないだけに、政府はいつかは、この問題に真剣に取り組まざるを得ないであろう。

過去10年間に見られたもつとも著しい経済的現象の一つは、社会保障の拠出金が激増したことである。すなわちそれは、1970年には国内総生産の12.9%であったものが、1980年には18%に達しようとしているのである。この5ポイントほどの上昇は、金額にして1,200億フランほどが過去10年間に新たに増大したことを意味する。老齢、疾病、労災、失業に対するわれわれの安全対策費は、安くはないのである。

このように社会保障の拠出金の比重が大きくなった理由としては、拠出率の引上げが続いたこと以外に考えられない。というのは、1970年には、自営農、商人、職人等、以前は社会保険制度に全面的には加入していなかった層もすでに制度に組みこまれていたからである。

1970年代の始めには、賃金総額に対する社会保障拠出金の比率は3%であり、うち2%が使用者負担、残りの1%が被用者の負担であった。このほか失業保険に対する拠出率は0.4%であり、うち五分の四が使用者負担であり、残りが被用者負担であった。

1975年頃までは、インフレと賃金の急上昇によって、社会保障制度も財政の均衡を保つのがそれほど困難ではなかった。長い繁栄の時期の後にやってきた経済危機の初年度である1975年が、転換点であった。この年の成長率は0に近く(1974年度比0.3%増)、賃金の上昇率は、20.3%から14.8%へと低下した。

それと併行して失業は増大した。失業保険への拠出率は、1974年の0.4%が2.2%へと急激に上昇した。

社会保障拠出金の圧力は、国内総生産の14%から15.3%になった。しかしこの段階ではまだ前年度までの剰余金(1973年64億、1974年35億)をあてにして、爆発的な給付費の増大があれば、それに伴って当然必要となる筈の拠出金引上げをできるだけ押えようとしていた。1976年になると請求書は、きびしいものとなった。拠出率が同年度中に2度も引上げられた。拠出金は、賃金総額の延びを上回る上昇率(+19.7%)を示した。賃金総額に対するその比率は、3%から4%になった。その増額分の中で被用者の負担する部分が増え、もともと多くなった。なぜなら使用者負担分の増加が19.2%であったのに対し、被用者負担分は、24%増となったからである。このように新たな負担増加があったのは、やはり給付費の増大によるものであり、疾病給付18.2%増、失業給付33%増、老齢給付21%増が記録されている。

社会保障財政の均衡はそれ以降、どうかこうにか保たれている。1977年度は、1976年度に決定され実施された拠出金引上げの恩恵を受けた。そしてこのとき、拠出金の比重は、国内総生産に比して1975年の15.9%が16.6%に達している。1978年には、失業保険の拠出率引上げが行われ、従来2.2%であったのが、1月1日から2.4%となり、さらに5月1日からは3%になった。

しかし、こうした拠出金引上げの努力も、今後生じてくる重大な事実、すなわち、賃金総額の延びと給付費総額との延びとの格差の増大を抑えかくすのには不十分であった。こうして、社会保障の財政状況が破綻を来すのは避けがたく、1978年には1966年以来始めて構造的な赤字による財政需要——それは少額ではあったが象徴的な意味をもっていた——が生じたのである。

フランスの租税および税外負担は高すぎる水準に達しているのだろうか。租税または社会保障拠出金反対運動が、米国のようにフランスでも起っていれば答えはイエスであろう。しかし、事態はそこまでいっていない。租税および税

外負担は、個人の発意、企業意欲を失わせているだろうか。企業の国際競争力を低下させるほど企業のコストを圧迫しているであろうか。そのようには思われない。OECDが発表した最近の統計によると、租税および税外負担の面でフランスは15年前、スウェーデンやオランダと共に先進国のトップクラスに位置していたが、いまでは地位が低下し、西ドイツなどと共に中位に位置している。

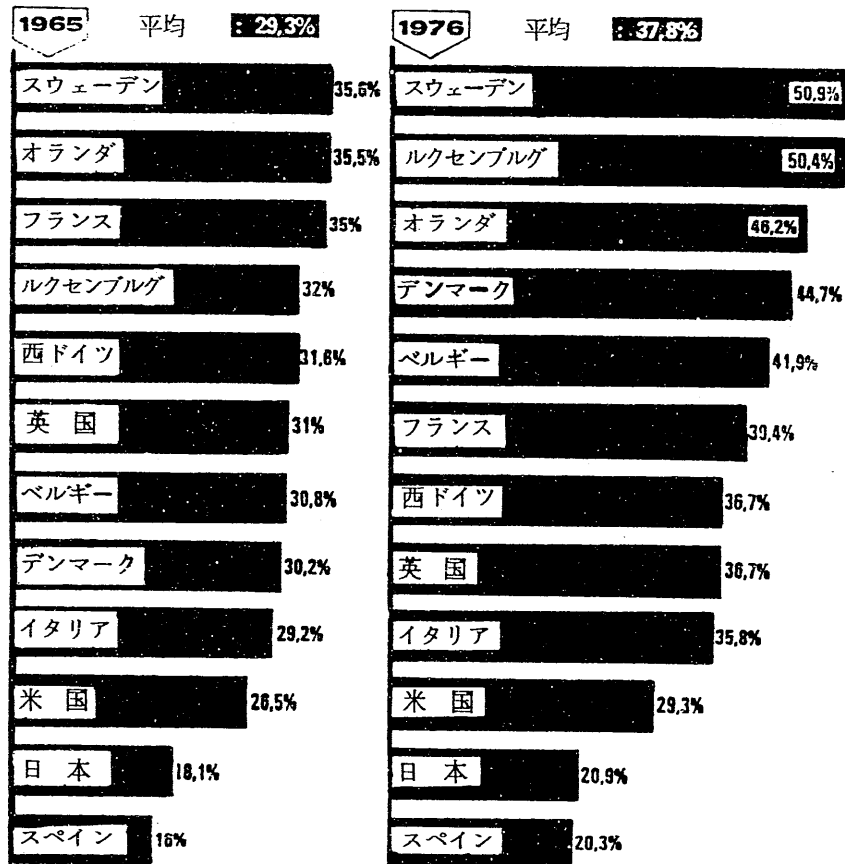
国の干渉は充分過ぎるのだろうか、それとも不十分なのであろうか。それこそ、納税者が提起している問いかけである。この問いに答えようとする前に、やはり次の2つの事実を知っておく必要がある。一つは、外国においては、米国のようにもともと自由主義的とされている国においても、公権力の介入はきわめて大きいという事実である。次の第2の事実にも注目しなければならない。それは、租税および税外負担が比較的軽い国は、きわめて深刻な社会問題、経済問題、都市問題に直面しており、それらの問題に対しては、個人のイニシアチブではどうにもならないという事実である。それが日本および多少程度はおちるが米国の場合である。日本においては、都市における生活がきわめて困難であり、米国においては、社会的施設があまり発達せず、しばしばその運営うまくいっていない。

表1 フランスの租税および税外負担率(国内総生産に占める比率:%)の推移

	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
1.社会保障拠出金	12.9	13.1	13.2	13.4	14	15.3	15.9	16.6	16.5	17.4	18
2.租税	22.7	21.9	22.1	22.3	22.3	22.1	23.6	23	22.9	23.4	23.6
うち 国税	18.9	18	17.8	17.8	17.7	16.7	18	17.6	17.4	17.9	17.9
地方税	3.6	3.6	3.8	3.9	4	4.2	4.3	4.4	4.4	4.5	4.7
その他(1)	0.2	0.3	0.5	0.6	0.6	1.2	1.3	1	1.1	1	1
計	35.6	35	35.3	35.7	36.3	37.4	39.5	39.6	39.4	40.8	41.6

注 (1) 国が徴収するが、ECおよび社会保険機関へ供与されるもの。

表2 租税および税外負担率（各国国内総生産に占める比率：％）
の国際比較



フランスはいままで所、この種の問題を回避することができたのは、よいことである。それだからといって、納税者または社会保険の被保険者の金が、そこで有効に用いられたというわけではない。この点では、1980年度予算作成過程には、十分な再検討の機会が与えられていなかったようである。

Le Monde 25 septembre, 1979

(平山 卓 国立国会図書館)

